

固定資産評価審査申出書及び申出明細書の記載について

(別紙記載例と併せてお読みください)

1 固定資産評価審査申出書

- (1) ※欄には記入しないでください。
- (2) 申出人が法人又は法人でない社団若しくは財団の場合は、「住所」欄に所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者名又は管理人名をそれぞれ記載してください。
- (3) 代表者若しくは管理人、総代又は代理人は、その資格を証明する書面を添付してください。
- (4) 固定資産評価審査委員会に対して口頭で意見を述べることを求める場合は、「その他必要な事項」欄にその旨を記載してください。(記載例「口頭で意見を述べることを求める。」)
- (5) 証拠書類等を添付する場合は、「その他必要な事項」欄にその書類名を記載してください。
- (6) 審査申出書の提出後、審査の決定までの間にその記載事項に異動を生じた場合は、遅滞なくその異動事項を文書で届け出てください。

2 申出明細書

- (1) ※欄には記入しないでください。
- (2) 区分所有家屋(分譲マンション等)の価格について審査の申出をする場合は、「家屋の表示」欄及び「申出価格」欄には、持分に応じたものではなく、1棟(全体)について記載してください。
- (3) 「申出の趣旨」欄は、「固定資産課税台帳に登録された上記土地(家屋)の価格を申出価格に修正することを求める。」のように、簡潔明瞭に記載してください。
- (4) 「申出の理由」欄は、出来るだけ具体的に記載してください。
- (5) 申出物件が複数の場合は、物件ごとに申出明細書を作成してください。
- (6) 固定資産評価審査申出書と割印してください。

3 代理人が審査の申出をする場合

- (1) 審査申出書の「総代又は代理人」欄の「代理人」を○で囲み、代理人の住所、氏名、電話番号を記載し、押印してください。
- (2) 代理人の資格を証明する書面(委任状)を添付し、審査申出書の「その他必要な事項」欄に、「添付書類 委任状」と記載してください。

審査申出書及び申出明細書は必ず2通提出してください。

札幌市固定資産評価審査委員会

(事務局)

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所財政局内

(電話 011-211-2231)